

栃木県吟剣詩舞道総連盟規約

(名称・事務所・略称)

第1条 本連盟は、栃木県吟剣詩舞道総連盟と称し、その事務所を事務局長宅に置く。また、略称を「県吟連」と呼ぶ。

(目的)

第2条 本連盟は、加盟団体の親睦と詩歌の吟詠剣舞及び詩舞の普及を図り、地域における斯道の振興に資し、もって文化の昂揚に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本連盟は県下の吟詠・剣舞及び詩舞の団体をもって組織し、次の地区協議会を置く。

1. 北部地区協議会
2. 中部地区協議会
3. 南部地区協議会
4. 西部地区協議会

(地区協議会)

第4条 地区協議会については次の通りとする。

1. 地区協議会長はその地区の副理事長のなかから、理事長が指名する。
2. 地区協議会の組織、運営に関しては本連盟の規約に従って活動する。

(加盟団体)

第5条 本連盟は財団法人日本吟剣詩舞振興会の公認する団体である。

(事業)

第6条 本連盟は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 吟剣詩舞道の向上及び普及
2. 吟剣詩舞道を通じて青少年の健全育成

3. 吟剣詩舞発表、コンクール大会の開催
4. 県芸術祭への参加
5. その他必要な事業

(役員)

第7条

本連盟に次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	若干名
事務局長	1名
吟詠部長	1名
剣詩舞部長	1名
芸術祭部長	1名
広報部長	1名
会計部長	1名
地区協議会長	4名
監事	3名

(役員の仕事)

第8条

本連盟役員の仕事は次の通りとする。

1. 理事長は本連盟を代表し、会務を執行総理する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるとき、又は欠けたときはその前任者が職務を代理する。
3. 地区協議会長は連盟の要請に応じ地区を代表し会務を統括する。
4. 事務局長は、連盟の事業を管掌し事務局を統括する。
5. 吟詠部長は吟詠コンクール大会等に関する事業を分掌し、吟詠部を統括する。
6. 剣詩舞部長は剣詩舞コンクール大会等に関する事業を分掌し、剣詩舞部を統括する。
7. 芸術祭部長は芸術祭参加講演に関する事業を分掌し、芸術祭部を統括する。
8. 広報部長は機関紙等の発行・情報宣伝に関する事務を行う。
9. 会計部長は経費の出納事務、予算の執行を統括する。
10. 監事は本連盟に属するすべての会計を監査する。

(特別役員)

第9条 本連盟は最高顧問、常任顧問、顧問、相談役、参与を置くことができる。ただし常任顧問は理事長の要請に応じ会議に参画するものとする。

(選任、任期)

第10条 役員を選出と任期は次の通りとする。

1. 役員は総会で選出する。
2. 次長、副部長及び部員については理事長が任命する。
3. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。また補欠により就任した場合は、前任者の残任期間とする。
4. 特別役員任期は特に定めないが、変更の必要ある時は執行部会において審議決定する。

(機関)

第11条 本連盟に、次の機関を置く。

1. 総会
2. 執行部会
3. 役員会

(会議)

第12条 本連盟の会議は次の通りとする。

1. 総会は登録会員をもって構成し、理事長が招集する。
2. 執行部会は理事長、副理事長、事務局長、地区協議会長、部長で構成する。
3. 役員会は第7条の役員をもって構成する。
4. 会議は出席者の過半数をもって議決する。ただし、規約改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(専門部)

第13条 本連盟の会務を円滑にし、事業の成果をあげるため、次の専門部を置き別に定める実施要綱により事業を行う。

1. 吟詠部
2. 剣詩舞部
3. 芸術祭部

4. 広報部

(会計)

第14条

本連盟の会計は、次のように定める。

1. 本連盟の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会費

(2) 事業収入

(3) 加盟登録料

(4) その他

2. 会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

(加盟)

第15条

本連盟に加盟を申請しようとする団体は所定の加盟申請書を所属地区協議会長を経て、理事長に提出する。

(退会)

第16条

1. 本連盟を退会しようとする団体は事前にその理由を書面を以て所属地区協議会長を経て、理事長に提出する。

2. 本連盟の名誉を著しく傷つけた者は総会において除名する事ができる。また会費を2年以上未納の者は退会とみなす

(表彰)

第17条

本連盟発展のために、大いなる功績のあったものに対し、表彰することができる。

(補則)

第18条

1. 本規約を実施するにあたり、必要な細則は執行部会において別に定める。

2. 本規約に定めのない事項については執行部会において決定する。

(記録)

第19条

本連盟の総会は議事録を作成し、事務局に保管する。

第20条

本規約は議決の日を以て施行する。

制定施行 昭和50年3月29日

一部改正 昭和51年4月29日
昭和52年4月29日
昭和54年4月22日
昭和58年4月18日
昭和60年4月14日
平成 7年5月28日
平成10年4月29日
平成13年4月22日
平成15年4月27日